資料４

隔離距離による交雑防止の考え方

隔離距離により同種栽培作物等との交雑防止措置を採る場合は、栽培実験対象作物が食品安全性承認作物または飼料安全性承認作物に該当するか否かによりどのように考えるかということが重要である。

（１）これについては、次のように考えることとしてはどうか。

ア　食品安全性が確認されたものについて

これについては次のような考え方がある。

①　安全性が確認されているものであるので隔離措置は不要との考え方

②　食品表示制度では、分別生産流通管理を行った場合の意図せざる混入については、ダイズ及びトウモロコシの場合で５％以下の混入について「遺伝子組換えでない」等の表示が可能となっているので、これを考慮すべきとの考え方

③　食品表示制度の混入基準は、交雑を前提としたものではなく、これを参考にすべきではないとの考え方。

④　消費者や農家の関心の大勢は、一般の農作物と組換え作物を選択できることにあるとの考え方。

イ　食品の安全性が確認されていないものについて

①　これについては、安全性が確認されていないものの許容基準は定められていないことから交雑は認められないと考えられる。

②　一方、食品の安全性の審査を受けるためには、

ｉ　当該作物の収穫物を安全性審査のためのデータを得るためのサン

プルとして、一定量収穫する必要がある

ii　食品の安全性の確認自体が、通常の栽培環境の下での収穫物についての安全性の審査になることから、閉鎖系での収穫物では適切なデータが得られない

ことから、食品の安全性審査を受けるために、一定量を第１種使用規程の下で栽培することが必要である。

（２）以上のことを考慮すると、

ア　食品の安全性の承認を得たものか否かを問わず、まず「交雑が生じない」と考えられる隔離距離を設定することとすることが適当ではないか。

イ　加えて、食品の安全性の承認がとれていない栽培実験作物については、「交雑が生じていない」ことを確認するモニタリング措置を講ずることとしてはどうか。

（３）なお、飼料安全性承認作物でない栽培実験対象作物についても、食品安全性の承認の有無と同様に扱うこととしてはどうか。